

分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件（平成十九年金融庁告示第五十六条）の一部を改正する件（案）の概要

分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引として、第一種金融商品取引業者・登録金融機関（銀行等）・適格機関投資家（有価証券残高 10 億円以上の法人等）・資本金 10 億円以上の株式会社等を相手方とする選択権付債券売買取引を指定する。